

令和7年11月10日

ご協力会社様 各位

更生会社 中川企画建設株式会社
管財人 弁護士 高木 大地

工事再開に向けた支払条件等について

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

協力会社の皆様方には、出来高査定を含め、本更生手続きへのご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、協力会社様との間で締結した工事請負契約における出来高等の支払いに関し、工事現場毎に支払条件等を協議させていただいておりましたが、当社における工事代金等の支払円滑化等に鑑み、令和7年11月10日の支払いから、原則一律、現金100%（当月10日締め分は翌月10日払い、当月20日締め分は翌月20日払い）かつ保留金なしでの支払いとさせていただきたく存じます。

本更生手続きによりご迷惑をおかけしている中大変恐縮ではございますが、本更生手続きにつき何卒ご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

敬具